

特別展  
**竹の文化**  
88/10/8(土)~11/27(日)  
向日市文化資料館  
TEL 0425-31-1161

乙訓地域はたけのこの産地として、全国的に知られており、竹林は乙訓一帯の景観を特徴づけてきました。  
昭和63年度の特別展は、竹の考古資料、民具、絵巻物など、竹に関するさまざまな資料を展示し、日本の竹、世界の竹、乙訓の竹とたけのこの歴史を紹介します。



向日市文化資料館  
特別展  
**竹の文化**



今回の特別展は、竹の文化をテーマに、10月8日から11月27日まで、文化資料館で開催します。  
展示では、竹の文化として、マダケ以前マダケの文化をテーマに、10月8日からの竹の民具素材の1つとして考える「マダケ」の竹製品(国立民族学博物館蔵)や世界の竹文化「遊びと土産の竹細工」マダケと京都の竹の7項目の展示をしています。

**特別講演会 I**  
10月9日(日)午後2時  
4時「竹のある暮らし」  
日本人と竹 / 福田栄治氏  
(国立民族学博物館国内資料調査員)

**特別講演会 II**  
11月6日(日)午後2時  
※特別展準備のため、10月4日~7日は休館となります。

**映画会**  
11月20日(日)「京の竹」  
京都府制作

また、竹と乙訓として、マダケのくらしと竹マダケの上納マダケを商う人々マダケの竹製品(特産品)への道マダケの竹を支える人々を写真やパネルで紹介いたします。  
主な展示物は、「竹取物語(巻)」(国学院大学図書蔵)、インドネシアの竹製(国立民族学博物館蔵)など、はな人形等の郷土玩具類、「枕草子」写本(京都大学国文学教室蔵)など181点を紹介します。

**お問い合わせ**  
企画課調査係  
内線 277

**住宅統計調査にご協力を!**  
10月1日には、全国一斉に住宅統計調査が実施されます。  
この調査は、「住宅の国勢調査」といわれる大規模な調査で、私たちの生活の基盤である住宅の状況を明らかにするとともに、国や府・市の住宅建設計画、都市計画・環境整備計画などの立案のための資料として広く利用されます。  
調査対象となる世帯は、全国で約400万世帯、本市でも約2600世帯が調査の対象となります。  
9月下旬から、調査員が調査票を配付に世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

**西向日ミニギャラリー利用申請受付**  
—あなたの作品を展示しませんか—  
阪急西向日駅一般地下道に4月オープンした「西向日ミニギャラリー」の展示希望者又はグループを募集しています。作品内容は、絵画・書道・写真・手芸など。  
■展示品の規格 ■B1判(たて1030mm×よこ728mm)・厚さ25mm以内のもの ■使用単位 ■1か月 ■利用申込み ■市役所企画課(内線276)にある申請書に必要事項を記入の上申し込んでください。

**向日市史(上・下巻・史料編)を資料館・会計課で頒布中**  
『向日市史』を、上巻3,600円、下巻3,800円、史料編5,500円で頒布しています。  
購入希望の方は、文化資料館、または市役所一階の会計課の窓口で代金と引きかえにお渡ししますのでお越しください。また郵便振替(京都7-25973京都府向日市収入役)・現金書留などでも取りあつかえます。郵便振替等の場合は通信欄に向日市史上・下巻・史料編等を記入してください。(1冊あたり送料は上・下巻400円、史料編450円)  
◇お問い合わせ  
向日市文化資料館 (向日市寺戸町南垣内40の1)  
☎931-1182



9月15日  
敬老の日

**—すこやかな老後を—**  
市内40人のお年寄りに米寿記念品を贈呈  
9月15日から始まる老人福祉週間を前に、米寿のお年寄り40人に記念品を贈り、10日には盛大に、敬老会を開催しました。



米寿記念品を手渡す民秋市長

市では、6日、米寿(88歳)のお年寄り40名に記念品を贈りお祝いをしました。記念品は、直接民秋市長から手渡され、お年寄りはひとときの歓談を楽しみました。  
また、10日には市民会館ホールで、敬老会が開催され、漫才や歌謡ショーのあり、

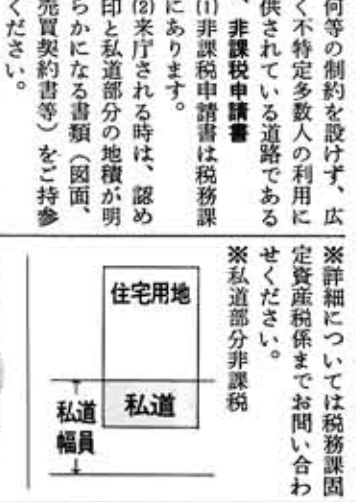
**私道にかかる固定資産税の非課税**  
次のような状況にある私道については、非課税申請書を提出していただきます。と現況確認の上、固定資産税が非課税になります。  
1、私道の状況  
(1)土地が住宅用地と私道

ミ、荒井ユウ、並川ひさ、大西キク、山口重治郎、久嶋ナツ、藤井さや、村山タケ、木下なつえ、野々口敬三、三輪ひさ、宮田ツル、富川志げ、若原岩雄、柿本つじ、岸田治兵衛、牧治雄、生嶋糸、干菊長吉、岡崎繁、永井与三郎、松田マツ、中嶋ヨシ、牛山はる、菓子田茂雄、堤はな、山本政次郎、橋本しな、長谷川久枝(願不同、敬称略)

何等の制約を設けず、広く不特定多数人の利用に供されている道路である  
2、非課税申請書  
(1)非課税申請書は税務課にありませぬ。  
(2)来庁される時は、認め印と私道部分の面積が明らかになる書類(図面、売買契約書等)をご持参ください。

**悪質商法 あの手この手 No.4**  
■ホームパーティー商法  
■お礼商法

掃除機のメーカーなどは、簡単なアンケートに答えると、「お礼に一部屋分だけじゅうたんをクリーニングをしてあげます」といって訪ねてくるものです。約束どおり、じゅうたんのクリーニングをしたあと、掃除機の性能がいかによいかの宣伝をはじめます。そして、今なら買い得、ということと勧められます。  
でも、じゅうたんのクリーニングをしてもらったからといって、買う義務はありません。



※詳細については税務課固定資産税係までお問い合わせください。  
※私道部分非課税

この調査は、「住宅の国勢調査」といわれる大規模な調査で、私たちの生活の基盤である住宅の状況を明らかにするとともに、国や府・市の住宅建設計画、都市計画・環境整備計画などの立案のための資料として広く利用されます。